

立候補予定者説明会における主な質問及び回答について

2月6日に開催した鳥取市長選挙及び鳥取市議会議員補欠選挙の立候補予定者説明会における質問並びによくある質問について、その要旨を次のとおりお知らせします。

Q1. ポスター掲示場用のポスターの契約に当たり、市費負担の上限枚数 592 枚を超えて作成する場合、上限枚数（592 枚）分と予備分を分けた契約としなければならないか。あるいは1本にまとめた契約で構わないか。

A1. ポスター掲示場用のポスター作成の契約は、市費負担の上限枚数を超えて契約しても問題ありません。ただし、市費負担の上限枚数を超えて契約した場合は、契約額を契約枚数で除した額をもって作成単価とし、市費負担額を算定しますのでご注意ください。【参考】 掲示用ポスターの市費負担額の算定式作成単価（単価の上限 854 円）×作成枚数（枚数の上限 592 枚）※限度額（505,568 円）

Q2. 立候補予定者説明会において提供されたCD-Rが読み込みできないが不良ではないか。

A2. 立候補予定者説明会においてCD-Rは、2枚、提供しました。このうちの1枚は、候補者届出関係等書類に係る様式の電子データが格納されたCD-Rです。もう1枚のCD-Rは、選挙公報掲載文について、電磁的記録による申請の場合に電子データを立候補者側が保存いただくもののため、何も入ってなく空の状態となっています。このため、2枚とも読み込みができない場合は、市選管事務局にお問い合わせをお願いします。

Q3. 立候補届出の作成に当たり、念入りにチェックしているが、事前に確認ができるか。

A3. 市選管事務局では、立候補の届出、受付事務を迅速に行うため次のとおり事前審査を行います。正規の届出時には完全な状態で書類が提出できるよう、必要に応じて何度でも事前審査を受けることができますが、事前審査は予約制としますので、あらかじめ日時を市選管事務局に電話（0857-30-8477）で予約願います。

<事前審査>期間 3月2日～13日（土日祝日を除く）

時間 午前9時～午後5時

場所 市選管事務局（本庁舎4階44番窓口）

Q4. 選挙運動用ビラ届出書にはビラを1種類につき4部添付することが必要であるが、事前審査にあたっては現物を添付しなければならないか。

A4. 事前審査は、正規の届出時に完全な状態で書類が提出できるように行うもので

す。このため、事前審査であっても現物で確認することが基本となります。ただし、事前確認の時点で現物が間に合わない場合は、校了原稿など現物の記載内容と変わらない状態のものを添付してください。

Q5. 選挙運動用ビラは2種類以内とされているが、表面と裏面を利用した場合のカウント方法を伺う。

A5. 選挙運動用ビラは、1枚の表面と裏面に記載して1種類となります。また、表面だけに記載した場合（裏面は白紙）も1種類となりますので、1枚を1種類と読み替えることができます。ただし、1枚の選挙運動用ビラに複数の立候補者の内容を盛り込む場合は、市選管事務局にお問い合わせください。

Q6. 押印は廃止されていると思うが、事前審査に印かんは持参したほうがよいか。

A6. 印かんは、必ず持参してください。これは、多くの手続きで押印は廃止されていますが、一部の申請は印かんが引き続き必要なためです。また、押印が廃止されている届出であっても、記名の場合は印かんが必要なため、印鑑は持参してください。

Q7. 18歳未満の者は選挙運動をできないが、もし違反したらどうなるのか。

A7. 1年以下の禁錮又は30万円以下の罰則に処せられることとなります。
(公職選挙法第239条第1項第1号)

Q8. 選挙事務所や選挙運動用自動車に掲示できる看板の規格やポスターの大きさが決まっているが違反しているかどうか全部確認するのか。

A8. 選挙管理委員会でそれぞれ確認はしません。候補者側で、定められた規格や大きさを守ってください。

Q9. 候補者届出書の添付書類として戸籍謄本又は抄本はあるが、現住所確認のために住民票は添付しなくてもよいか。

A9. 選挙管理委員会の方で、選挙人名簿で確認しますので、添付不要です。

Q10. 会計帳簿の収入簿・支出簿について、運動員以外の者に日当の支払いをしないで労働報酬してもらう場合、その人数に制限はないが、例えば50人100人の方にやってもらった場合は、それを収入及び支出に全部書くのですか。

A10. 労務者については特に人数の制限はありません。無償で労力の提供をいただいた場合には、収入簿・支出簿に全員を記入してください。

Q11. 期日前投票ができる場所に市内の大学が入っているか。

A1 1. 選挙期間が大学の春休み期間にあたるため、この度の選挙では大学に期日前投票所は設置しません。

Q1 2. 選挙運動用自動車（選挙カー）について、警察の届け出は基本的には必要ないのか。

A1 2. 車上看板や拡声器などの取り付け方によっては、道路交通法など関係法令に抵触する場合がありますので、所轄の警察署に事前に実物を見てもらい、確認または指示を受けておくことが適当です。なお、関係書類等の届出が必要な場合があります。

Q1 3. 選挙立会人について、届出のあった者が10人を超えたとき、また同一政党に属する者が3人以上あったときは、くじで決めるということだが、具体的にはどのようにして決めるのか。

A1 3. 選挙立会人について、10人を超えて届出があった場合には、くじにより10人を選びます。この10人の中に同一政党に属する者が3人以上あった場合には、同一政党に属する者について、さらにくじを行い、2人を選びます。したがって、選挙立会人の数が10人未満となる場合もあります。

Q1 4. 立候補の届け出順はくじで決めると説明があったが、具体的にはどのようにして決めるのか。

A1 4. 立候補受付の開始時刻である午前8時30分までに複数の候補者が来られている場合には、くじにより立候補受付の順序を決めます。くじは予備くじと本くじの2回行います。最初に、受付簿に記載された到着順によって、受付順序を定めるくじを引く順番を決めるため、「予備くじ」を引いてもらいます。次に予備くじの番号順により、立候補受付順序を定めるくじ「本くじ」を引いてもらいます。この本くじを引いて出た番号が立候補受付番号となります。

Q1 5. 街頭演説は、長時間同じ場所にとどまってすることがないよう努めなければならないとなっているが、長時間とは具体的にどのくらいなのか。

A1 5. 時間については特に規定はされていませんが、一般的な社会常識の中で判断してください。

Q1 6. 街頭演説は、病院とか学校の近くで出来ないということですが、風紋広場とか専門学校の近くではできないということか。

A1 6. 街頭演説ができないということではなく、学校や病院その他の療養施設の周辺では、音声を落とすなどの配慮をして、静穏を保持しなければならないということか。

とです。

Q17. 町内の総会などで候補者の推薦を決めてよいか？

A17. 最初から候補者を決めて推薦した場合は違反となりますので、誰を推薦するかから議論して決めることが必要となります。

Q18. 後援会のしおりに、発行時期には違う役職になっている予定であるが、現在の役職を載せるのは問題か。

A18. 現在付いている役職名を載せた場合は、問題ありません

Q19. 出納責任者に欠格事由はあるか。

A19. 出納責任者になる方に制限はありません

Q20. ポスター掲示場に貼る選挙運動用ポスターにQRコードを載せることは可能か。

A20. QRコードを記載することは差し支えありませんが、QRコードを読み取ることにより映像面に表示される事項は、当該ポスターに記載され、表示されていることに留意が必要です。

Q21. 個人演説会の開催回数に制限はないか。

A21. 個人演説会の開催回数に制限はありません。選挙期間中であれば、自由に何回でも開催可能です。ただし、学校や公民館などの「公営施設」を使用する場合は、開催すべき日前2日までに市選管に申し出なければなりません。その場合、施設を使用した場合の費用が、同一施設につき1回に限り無料となります。2回目以降は有料です。

【鳥取市市議会議員補欠選挙のみ】

Q. 供託金没収点算出の議員定数は32人で間違いはないか。

A. 市議会議員補欠選挙の供託金没収点を算出するための議員定数は32人です。補欠選挙であっても、欠員数ではなく、議員定数で算定します。

【参考】供託金没収点の算定式 有効投票総数÷議員定数（32人）÷10